

令和8年第1回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和8年1月23日(金)午後1時30分から2時22分

2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	4番	西岡 秀輝
	5番	川島 一義
	6番	栗山 浩和
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜

4. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

安芸町	渡辺 禎宏
土居	入交 大輔
井ノ口	西岡 大作
穴内	長野 榮徳
赤野	小松 幸宏

5. 傍聴者 なし

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第18条6項解約通知報告について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
議案第5号	農地利用集積等促進計画の公告について (一括契約)

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地
利用計画変更(案)について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮一仁
事務局次長兼振興係長	小松亜矢
事務局農地係長	弘井恭介

8. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。
委員数 13 名、欠席 2 名、出席 11 名であります。
欠席委員の 11 番千光士委員、14 番小松昌平委員から、それぞれ所用のため
欠席の届出があっております。
また、8 番、有澤節子委員から遅参の届出があっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
1 月 20 日にオンラインで開催されました、農業委員会の委員全員研修会に内川
会長、大久保委員、樋口なぎさ委員、栗山委員、有澤節子委員、小松幸宏委員の
6 名の出席をいただいております。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議はありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に、樋口なぎさ委員及び
西岡秀輝委員を指名いたします。

議長 それでは、『報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出』について、事務局が説明をい
たします。

事務局 議案書は1ページをお開きください。
(小松) 報告第1号 農地法第3条の3届出についてです。
今回は、6件の届出が出ています。

届出番号1番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり下山の3筆で、面積は597 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

事務局 次に、届出番号2番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり川北ほかの合計18筆で、面積の合計は10,271 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号3番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり奈比賀の1筆で、面積は合計13.88 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号4番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり奈比賀の合計9筆で、面積は合計5,235 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号5番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり川北の合計22筆で、面積は合計13,915.30 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号6番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり川北の3筆で、面積は合計851 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。
説明は以上です。

議長 ただいまの報告第1号 農地法第3条の3届出について、質問、意見などがござ

いましたら、お願いいたします。
(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は5ページになります。今回は1件の申請がありました。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の2筆で、面積は合計418㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しております。所在地は、6ページに地図を掲載しております。JA東支所の東方向にある農地です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は野菜などを栽培し、15年ほど農作業の経験があります。今回の申請地は、県外在住の所有者から依頼されて管理を行ってきた土地であり、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、野菜などを栽培し、15年ほど農作業の経験があり、農業に従事する予定者、年間200日が1名となっております。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、1月13日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、樋口なぎさ委員、お願いします。

樋口委員 13日に現地へ行ってまいりました。先程の説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別に無いようですので、採決いたします。

議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) それでは説明いたします。議案書は7ページとなります。今回は2件の届出がありました。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり。申請地も記載どおり下山の1筆です。地目は田で、面積は1,109㎡です。令和元年9月から10年間の使用貸借権が設定されておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり。申請地も記載どおり伊尾木の1筆です。地目は田で、面積は1,021㎡です。平成31年1月から10年間の賃貸借権が設定されておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (弘井) 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は2件の申請が提出されております。
議案書は8ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は3筆合計2,071㎡で転用目的は土場及び資機材置場の整備です。

場所は9ページに地図を掲載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は伊尾木小学校の北側にある農地です。現地確認は1月8日に内川会長、黒岩委員にさせていただいております。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地にあたりと判断しています。理由は、ごめんなはり線伊尾木駅から概ね500m以内の距離にある農地であるからです。

続きまして2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人はこれまで土場及び資機材置場として他の土地を借りて使用しておりましたが、土地所有者から返却するよう申し入れがあったため、代替地を探していたところ、当該申請地を譲ってもらえることとなり選定したものです。ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申

請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、当座勘定入金通帳の写しを確認し、資金面で問題ないと判断しております。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、土場及び資機材置場用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側及び西側は同意のある農地、南側は水路を挟んで学校用地、東側は水路を挟んで譲受人所有の雑種地です。生活排水が発生する施設の設置はなく、雨水は全て自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。なお、伊尾木土地改良区より異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたしております。

申請番号2番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は379㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は10ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は川北久保田集会所の西方向にある農地です。現地確認は1月13日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員にさせていただいております。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

こちらちょっと修正です。転用目的が工事現場事務所の建築となっておりますが、こちら個人住宅の建築に訂正をお願いします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたりと判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、安芸市内の借家に住んでいますが、子どもが生まれ泣き声等で他の住人を気にして落ち着いて生活できておりません。そのため、父親が譲ってくれる農地に自己住宅の建築を計画しました。

実家の隣なので子どもを見てもらえ、今後、親の面倒をみるのにも都合がよいため選定したもので、ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、金融機関が発行する融資見込証明書類を確認し、問題はないと判断しております。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断しました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は譲渡人所有の農地、南側は市道及び河川、東側及び西側は宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ、建物への雨水は申請地内の北東と南西に受水槽をつくり、南西の受水槽は自然浸透、北東の受水槽の余水は申請地敷地内東側水路を經由し、南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①を私が、申請番号②は、西岡秀輝委員お願いします。

会長 ①ですが、黒岩さんと一緒に行ってきました。説明のとおり間違いありません。

西岡委員 ②です。先程の報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別にないようですので、採決いたします。

議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第4号 農地法第5条第1項許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) 議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)説明をします。議案書は11ページからになります。

これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)となります。今回、7件の提出がありました。

申請番号1番と申請番号2番ですが、譲受人が同一ですので併せて説明します。こちらは、今回で2件目となりますが、農地中間管理機構を介した所有権移転・売買となっております。譲受人が地域計画に位置付けられていることや認定農業者であることなどの条件がありますが、条件を満たしている場合は、中間管理機構を介して農地の売買ができます。この場合、契約から最後の法務局での名義の変更の手続きまでを機構がやってくれるので、事務手数料が売買金額の2%かかりますけれども、譲渡所得が800万円まで控除になるなど、メリットの大きな制度となっております。

それでは、譲渡人、譲受人、転売人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり伊尾木の2筆と1筆です。地目は田で、面積はそれぞれ1,163㎡と95㎡です。こちら、この3筆で一枚の田になっていて、作物は、譲受人が水稻を栽培する予定をしています。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、14ページに地図がございます。伊尾木保育所の北西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、1月8日に、内川会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。

次に申請番号3番です。3番から7番までは賃貸借設定となっております。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の2筆で地目は田で、面積は合計で1,293㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予

定をしており、賃借期間は5年間で、無償の条件で使用貸借の新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、15ページに地図がございます。川北、久保田集会所の西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、1月13日に、樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号4番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の1筆で地目は田で、面積は1,242㎡です。作物は、借受法人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、無償の使用貸借の条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、15ページに地図がございます。こちらも川北久保田集会所の西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、1月13日に、樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号5番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の2筆で地目は田で、面積は合計3,437㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、65,070円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、16ページに地図がございます。井ノ口保育所の北東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、1月7日に、大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号6番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載のとおり。申請地も記載どおり土居の1筆で地目は田で、面積は合計1,325㎡です。作物は、借受人が水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、10,000円/10aの条件で新規設定の計画で

す。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、17ページに地図がございます。溝ノ辺公園の東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、1月7日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号7番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり。申請地も記載どおり土居の3筆で地目は田で、面積は合計2,389㎡です。作物は、借受人が水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は3年間で、無償の使用貸借の条件で新規設定の計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、17ページに地図がございます。溝ノ辺公園の南西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、1月7日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①②は私が報告します。③④は、西岡秀輝委員、⑤は、西岡大作委員、⑥⑦を、入交大輔委員、お願いします。

会長 ①と②です。8日に黒岩委員と小松さんと一緒に見てきました。説明どおり間違いありません。

秀輝委員 ③と④です。さっきの報告のとおりです。

大作委員 ⑤です。1月7日に行ってきました。先程の説明のとおりです。

入交委員 ⑥、⑦です。先程の説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いしますが、申請番号⑦の関係者がおりますので、①から⑥までを審議していただき、関係者に退席いただいた後に、⑦の審議をお願いします。では改めて審議をお願いします。

議長 別に意見はないようですので、採決をいたします。
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(申請番号①から⑥)について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(申請番号①から⑥)は、申請どおり決定いたしました。

⑦の関係者退席

議長 では、⑦の審議をお願いします。

別に意見はないようですので、採決いたします。
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(申請番号⑦)について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(申請番号⑦)は、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とし事務局が説明いたします。

事務局 議案第6号 非農地証明願について、議案書のほうが報告第6号となっておりますが、正しくは議案第6号です。それでは説明いたします。
(弘井) 議案書は18ページです。
今回は4件の申請が出ております。

それでは、申請番号1番、申請人、申請地は議案書記載のとおり、登記簿地目は田、面積は135㎡となっております。
所在地の地図は19ページに掲載しております。朝霧公園の南方向にある土地で、現在は建物が建っております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください

さい。

こちら現地ですが昭和 37 年頃、託児所を申請人の母が建築、現在は廃業しておりますが、建物は取り壊さず残っている状況です。現地の状況及び、安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。現地につきましては、1 月 8 日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。

次に、申請番号 2 番です。申請人、申請地は議案書記載のとおり。登記簿地目は畑、面積は 128 m²となっております。

所在地の地図は 20 ページに掲載しております。江川堂ノ尾集落の北方向にある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

こちら現地についてですが、1964 年～1974 年の間に耕作されなくなったため竹林となり、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、事前に事務局で撮影した写真を 1 月 13 日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただいております。

次に、申請番号 3 番です。申請人、申請地は議案書記載のとおり、登記簿地目は田、面積は 89 m²となっております。

所在地の地図は 21 ページに掲載しております。井ノ口山田地区にある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地につきましては昭和 61 年に個人住宅を建築し、一部の敷地として利用し、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、1 月 7 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号 4 番です。申請人、申請地は議案書記載のとおり、登記簿地目は田と畑で、面積は 2 筆合計 552 m²となっております。

所在地の地図は 22 ページに掲載しております。穴内竹内石油の北東方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地につきましては、昭和 48 年頃、作業場として賃借、同時期に作業場を建築し、以降増築などを行い、現在に至っております。こちら当時、農地法第 5 条の

申請及び許可を受けていたようです。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたしております。

現地につきましては、1月13日に小松昭則委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を申請番号①を川島一義委員、②を樋口なぎさ委員、③を大久保暢夫委員、④を小松昭則委員、お願いします。

川島委員 ①です。8日に現地を確認に行ってきました。先程の説明のとおりです。

樋口委員 ②です。13日に写真によって確認いたしました。先程の説明どおりです。

大久保委員 ③です。7日に現地を確認してきました。先程の説明どおりです。

昭則委員 ④です。先程の説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

議長 別がないようですので、採決いたします。

議長 議案第6号 非農地証明願について、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
議案第6号 非農地証明願については、申請どおり認定いたしました。

議長 続きまして、議案第7号 安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 それでは議案第7号について、説明いたします。これは農業振興地域整備計画(弘井)における農用地利用計画の変更について安芸市長から意見を求められたもので

す。机の上に置いてありました、変更案件の除外理由書で、こちらも説明させていただきます。

- 事務局 (弘井) それでは、整理番号1番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。所在地は25ページに地図を掲載しております。土居地区、高知県農協安芸集出荷場の北にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由ですが、除外が決定した後、農地法第5条の申請を行い、ホームセンターを建築する予定となっております。
- 次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、こちら別紙の変更案件の除外理由書で説明いたします。
- 除外の6要件の第1号、必要性、規模の適当性、代替性についてですが、転用者は現在、東浜の店舗で営業しておりますが、店舗が狭いため売り場スペース、駐車場等が不足しており、来客者に十分に対応できておりません。今回の計画は高知県東部の拠点となる機能を備え、来客者にも満足してもらえる店舗とするものです。転用者の関係法人が安芸市と災害協定を締結しており、新店舗は地震災害等が発生した際の災害拠点機能を備えた店舗とし、災害発生時には対策センターや近隣店舗から支援物資を新店舗に集約し、安芸市及び近隣の市町村への災害拠点施設としての役割を果たすものです。近隣には阿南安芸自動車道国道55号安芸道路安芸中インターチェンジが整備予定であり、物資等の集約、運搬に最適であるため選定しており、必要性があると認められます。
- 規模の適当性につきましてははしては、土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、適当性が認められると判断しております。
- 除外後の農地区分につきましては第3種農地にあたる判断しております。理由は、安芸市役所庁舎から概ね300m以内の距離にある農地であるためです。代替性につきましては、現在の店舗より広い面積及び駐車場が必要です。また、災害拠点機能を備えた店舗にするため、今回申請する面積が必要であり、他の土地をもって代えることが困難であると判断しております。
- 第2号、地域計画への支障については、計画から除外する予定であり支障ないと判断しています。
- 第3号、農業上の土地利用の支障につきましては、申請地の南側は一部JA高知県安芸集出荷場駐車場であり、土地利用への支障はないと判断しております。
- 第4号、農用地の利用の集積への支障につきましては、申請地付近は水田とビニールハウスが混在しており農地集積する状況になく支障がないと判断しております。
- 第5号、農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の

支障につきましては、周辺に該当する施設がないため、支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

第6号、土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施しておりません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しておりません。多面的機能支払制度に係る農用地区域に該当しているため高知県農業政策課に連絡しております。

続きまして、整理番号2番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおり。所在地は26ページに地図を掲載しております。井ノ口駐在所の北西方向にある農地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。

変更後の用途及び変更の理由ですが、除外の決定した後、農地法第5条の申請を行い、社屋及び駐車場を建築する予定となっております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、こちら別紙の変更案件の除外理由書でご説明いたします。

除外の6要件の第1号、必要性、規模の適当性、代替性についてですが、申請地は転用者が経営する建築会社に隣接しており、その社屋及び駐車場として必要なため、必要性があると認められます。

規模の適当性につきましては、土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しております。

除外後の農地区分につきましてはその他の農地(第2種農地)になると判断しております。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種いずれにも該当しない土地であるためです。

代替性につきましては、隣接する宅地と一体利用する計画であるため、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

第2号、地域計画への支障につきましては、計画から除外する予定であり支障はないと判断しております。

第3号、農業上の土地利用の支障につきましては、申請地の東側は一体利用する予定の宅地、南側も宅地であり、土地利用への支障はないと判断しております。

第4号、農用地の利用の集積への支障につきましては、申請地付近で集積の予定はなく支障がないと判断しております。

第5号、農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、周辺に該当する施設がないため、支障を及ぼすおそれがないと判断しております。

第6号、土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施して

いません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地域には該当しておりません。多面的機能支払制度に係る農用地域に該当している場合は高知県農業政策課に連絡します。
説明は以上です。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決いたします。
議案第7号 安芸市農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第7号 安芸市農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)については、原案どおり決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局からは2点あります。
(小松) まず1点目ですが、今皆様のお手元に、次期委員さんの改選の募集要項をお配りしています。推進委員さん用と農業委員さん用と1部ずつ応募の申込書を皆さんにお配りしておりますので、ご利用いただければと思います。募集要項のほうにも載せておりますけれども、表の中ほど、2月3日から3月2日までを募集の期間として、来年度の令和8年から3年間の新委員さんの募集を予定しております。ホームページ、広報等でまたお知らせしていく予定をしておりますけど、今回お配りしております様式は、個人で、ご自身で申し込みをする用の様式を1部ずつしかお配りしてませんので、ほかの様式が欲しい場合は、事務局まで直接お問合せいただくか、2月になりましたらホームページにアップしますので、そちらをご利用いただければと思います。また書き方等について、何かありましたら事務局のほうにお問い合わせください。

もう1点は、来月の定例会は2月26日(木)の予定となっておりますのでご参加をよろしく申し上げます。
事務局からは以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 2 月 26 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員